

公益社団法人 日本ギター連盟  
本部 代表理事 富川勝智 殿  
関西本部 本部長 柴田健 殿  
関西本部執行理事 久住一人 殿  
関西本部相談役 宇賀神昭 殿  
関西本部役員 福山敦子 殿

令和6年12月28日

## 回答書

(回答返送先)

日本ギター協会 会員有志（末尾連名記載）

貴法人が、令和6年11月14日付で、当方宛に、関西本部運営委員解任通知と題する書類を送付し、当方について、「関西本部運営委員を解任いたします」旨通知された件について以下の通り回答します。

さて貴法人は、日本ギター連盟関西本部が任意団体であった日本ギター協会を統合した前提で当方に対して、上記通知を送付されたものと思料します。

しかしながら、上記統合の根拠とされる令和6年3月15日付覚書については、日本ギター協会で定められた会則に基づく決議を経ておらず、またその内容についても、日本ギター協会会員に周知されておらず、また各会員がこれに同意した事実もなく、法的には効力を有していません。

このため貴法人が、法的に有効に日本ギター協会を統合した事実もなければ、日本ギター協会が解散・活動停止した事実もありません。従って、貴法人が「日本ギターコンクール」「日本ギターアンサンブルフェスティバル」「日本ギター協会」の名称を有効に継承した事実はなく、上記通知もまた無効であって、当方の日本ギター協会における地位を左右するものではないことをお伝え致します。以上の結果、当方らとしては、貴法人において、「日本ギター協会」「日本ギターコンクール」「日本ギターアンサンブルフェスティバル」の名称を使用する権限、当方らに対し、これらの名称の使用を禁じる権限も存しないと思料致しますので、これらの名称使用を中止するとともに、本来、日本ギター協会に属する財産の返還を求めます。

なお万一、貴法人において、上記覚書が有効であると主張されるのであれば、その明確な根拠を書面にて令和7年1月15日までに回答して下さい。

期限までに明確な根拠のある回答をいただけない場合は、覚書が無効である点について異議を述べなかったものとして、以後、取り扱いさせていただきます。

以上

差出人

細川卓也  
荒木善彦  
井筒将太  
稲川雅之  
亀井貴幸  
木村憲司  
中川 亨

濱田 圭  
牧瀬 保  
藤原盛企  
山崎由規